

注：これは機械的に生成された翻訳で、お客様の便宜のためにのみ提供されています。この機械的に生成された翻訳は、人間による翻訳の質に匹敵するものではなく、エラーが含まれている可能性があります。この翻訳は「現状のまま」提供され、翻訳の正確性、完全性、または信頼性については保証されません。本書の英語版と翻訳版の間に矛盾がある場合は、英語版が優先されます。

## データ処理に関する補足事項

改訂日：2022年1月20日

本データ処理別紙（以下「別紙」）が、登記番号を 2096520 とし、登記住所を The Pentagon, Abingdon Science Park, Abingdon, Oxfordshire, OX14 3YP, 英国 とする、イングランドおよびウェールズに登記された会社である Sophos Limited（以下「サプライヤ」）、およびサプライヤの顧客（以下「お客様」）との間の契約（以下「主契約」）に参照により明示的に組み込まれている場合、本別紙は、主契約の一部であり、サプライヤとお客様との間で有効となります。

### 1. プリアンブル

- 1.1 両当事者は、特定の製品および / またはサービス（以下総称して「本製品」）の本サプライヤからお客様への提供に関する主要契約を締結しました。
- 1.2 主契約が MSP 契約（ <https://www.sophos.com/ja-jp/legal/sophos-msp-partner-terms-and-conditions.aspx> ）と同様の形式の MSP 契約（以下「MSP 契約」）の場合、お客様はマネージドサービスプロバイダ（以下「MSP」）です。メイン契約が OEM 契約であり、お客様がバンドルされたユニットの一部としてお客様の製品と組み合わせて、第三者のサプライヤ製品を配布、サブライセンス、または利用可能にすることが許可されている場合（以下「OEM 契約」）、お客様は元の機器メーカー（以下「OEM」）です。それ以外の場合、お客様はエンドユーザ（「エンドユーザ」）です。
- 1.3 本製品の提供には、本サプライヤがお客様のために収集、処理、および使用するコントローラーデータが含まれる場合があります。本別紙は、当該データ処理に関する両当事者の義務を定め、本契約の諸条件を補足するものである。
- 1.4 本契約、本別紙、および本別紙に明示的に言及されている文書は、本契約に関連してお客様に代わってサプライヤが収集、処理、および使用する個人データに関して、両当事者間の完全な合意を構成するものとします。およびは、当該主題に関して両当事者間の以前のすべての合意、取り決め、および了解事項に優先するものとします。

### 2. 定義

- 2.1 本別紙において、以下の用語は以下の意味を有する。

「**適用データ保護法**」とは、（i）欧州議会および評議会の 2016/679 規則で、個人データの処理およびそのようなデータの自由な移動（一般データ保護規則または「**GDPR**」）に関して、自然人の保護に関するものを意味します。（ii）**e-Privacy Directive**（EU Directive 2002/58/EC）、および（iii）（i）または（ii）に従って作成された法律を含む、適用されるすべての国内データ保護法。いずれの場合も、随時変更または置き換えが可能です。

「**受益者**」には MSP 契約で与えられた意味がある。

「コントローラ」とは、次のいずれかを意味し(a) お客様がエンドユーザーの場合はお客様、(b) お客様が MSP の場合は受益者、(c) お客様が OEM の場合はエンドカスタマー。

「コントローラデータ」とは、コントローラが適用されるデータ保護法に基づくコントローラであるすべての個人データを意味します。

「エンドカスタマー」には、OEM 契約に記載されている意味があります。

「欧州」とは、(i) 欧州経済地域 (EEA) の加盟国、(ii) 欧州連合法が英国に適用されなくなった日に即時に効力を発生することを意味します。

「EU 標準契約条項」または「EU SCC」とは、欧州議会の 2016/679 規則および 2021 年 6 月 4 日の欧州委員会実施決定 (EU) 2021/914 により承認された理事会に従って、個人データを第三者に転送するための標準契約条項を意味します。

「EU コントローラからプロセッサへの条項」とは、EU SC に対するモジュール 2 の条項を意味します。

「EU Processor to Processor Clauses」とは、EU SC に対するモジュール 3 の条項を意味します。

「ホステッド製品」とは、別紙 3 に記載されている製品を意味します。

「個人データ侵害」とは、偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示、またはアクセスにつながるセキュリティ違反（お客様またはそのユーザーが原因で発生したものを除く）を意味します。本別紙に基づきサプライヤが処理したコントローラデータ。

「UK Addendum (英国追補)」とは、該当する場合に付属書に記載されている EU SCC の補遺を意味します。

2.2 本別紙において、小文字の「コントローラ」、「プロセッサ」、「データ主体」、「個人データ」および「処理」（およびその派生物）は、適用されるデータ保護法に定める意味を有するものとする。

### 3. 範囲 (SCOPE)

3.1 本サプライヤーによるコントローラデータの処理の主題と期間（処理の性質と目的、処理されるコントローラデータの種類、データ主体のカテゴリを含む）は、以下のとおりとします。(i) 本別紙、(ii) 本主要契約、(iii) 別紙 1 の指示および (v) 第 4 条に従って発行されたお客様の指示。

3.2 お客様は、(i) サプライヤに代わって実施されるコントローラデータの処理について、コントローラが合法的な根拠を持っていることを確認する責任を負います。および (ii) 顧客およびサプライヤがコントローラデータを処理するために必要なデータ主体から、コントローラがすべての必要な同意を得たこと（特別なデータカテゴリに関連するものを含みますが、これに限定されません）。および (iii) コントローラデータの処理に関するサプライヤへの指示が、適用されるデータ保護法のすべての点において遵守されていることを確認します。

3.3 本別紙の残りの条項は、以下のいずれかの対象となるコントローラデータに関連する当事者のそれぞれの義務を説明しています。(i) お客様がコントローラであり、サプライヤがプロセッサである場合（お客様がエンドユーザーの場合）、または (ii) お客様

がサードパーティコントローラのプロセッサであり、サプライヤがサブプロセッサである場合（お客様が **MSP** または **OEM** の場合）。

#### 4. お客様への指示

4.1 サプライヤは、以下 3.1 を除き、お客様が文書化した処理指示に従ってコントローラデータを処理するものとします。

(a) サプライヤとお客様との間で書面で合意した場合、または

(b) サプライヤが対象となる法律で要求される場合（この場合、サプライヤは、その法律でそのような情報の提供が禁止されていない限り、処理前にその法的要件をお客様に通知するものとします）。

4.2 サプライヤは、お客様の処理指示が適用されるデータ保護法を侵害していることを認識した場合（サプライヤにお客様のコンプライアンスを積極的に監視する義務を負わないこと）、速やかにお客様に通知し、コントローラデータの処理を一時停止します。

#### 5. サプライヤの義務

5.1 コントローラデータを処理するすべてのサプライヤ担当者は、データ保護、セキュリティ、および機密保持に関する義務に関して十分なトレーニングを受け、機密保持に関する書面による義務を負うものとします。

5.2 サプライヤは、自らの費用で、リスクに適したレベルのセキュリティを確保し、個人データ侵害からコントローラデータを保護するための適切な技術的および組織的措置を実施するものとします。そのような措置は、最新の技術、導入コスト、およびその性質、範囲、リスクに適したレベルのセキュリティを確保するために、処理のコンテキストと目的、および自然の人の権利と自由に対するさまざまな可能性と重大度のリスク。特に、サプライヤが講じた措置には、本別紙の別紙 2 に記載されている措置が含まれます。サプライヤは、**少なくとも** 同等の保護レベルを維持することを条件として、お客様の書面による事前の同意なしに、別紙 2 に記載されている技術的および組織的措置を変更または修正することができます。お客様からの要請に応じて、サプライヤは、**別紙 2 に示す形式で技術的および組織的措置の最新の説明を提供**します。

5.3 サプライヤは、サブプロセッサがコントローラデータを処理するために関与するために、第 7 条で指定された要件に従うものとします。

5.4 サプライヤは、第 8 条に規定されている要件に従って、データ主体からの要求を含め、第三者からの問い合わせにお客様が対応できるようにするものとします。これには、該当するデータ保護法に基づく権利の行使が含まれます。

5.5 個人データ侵害の発生を確認した時点で、サプライヤは遅延なくお客様に通知し、お客様が合理的にお客様のために必要とする可能性がある（お客様が **MSP** または **OEM** の場合は、そのコントローラ）すべての情報と協力を適時に提供するものとします。該当するデータ保護法に基づく（およびが必要とする期間に従って）データ侵害報告義務を履行すること。サプライヤは、個人データ侵害の影響を改善または緩和するために必要な措置および措置をさらに講じ、個人データ侵害に関連するすべての進展についてお客様に常に通知するものとします。

5.6 サプライヤは、お客様（またはお客様が **MSP** または **OEM** の場合はそのコントローラ）に対し、データ保護の影響評価を実施するために必要な、お客様（または該当する場合はコントローラ）が必要とする合理的かつタイムリーな支援をすべて提供するものとしま

す。また、必要に応じて、関連するデータ保護機関に相談してください。このような支援は、お客様の費用で提供されます。

5.7 サプライヤは、適用される欧州法で許可されている範囲において、本追補の終了または満了後の合理的な期間内に、コントローラのコントローラデータを削除するものとします。

5.8 サプライヤは、本別紙に定める義務をサプライヤが遵守していることを証明するために必要な情報を顧客に提供するために第 6 条に規定された要件（および顧客が MSP または OEM の場合は、その管理者）に従うものとします。

## 6. お客様の監査権限

6.1 お客様は、サプライヤが独立した第三者監査機関によって **SSAE 18 SOC 2** 基準に照らして定期的に監査されることを確認するものとします。 サプライヤは、要求に応じて、**SOC 2** 監査レポートのコピーをお客様に提供するものとします。このレポートは、サプライヤの機密情報として、メイン契約の機密保持条項に従うものとします。お客様は、かかる報告書を作成した第三者の監査人（以下「**作成者**」）が、お客様が作成者と別途の治療義務契約を締結するまで、お客様またはお客様の監査人に対する責任または責任を一切負わないことを認め、これに同意するものとします。また、サプライヤは、お客様がこの権利を 1 年に 1 回以上行使してはならない場合、お客様が提出した書面による監査質問にも回答するものとします。

## 7. サブプロセッサ

7.1 本顧客は、本別紙の日付に、本サプライヤーの既存のサブプロセッサに同意するものとします。これは、<https://www.sophos.com/en-us/legal>（以下「サブプロセッサ・リスト」）に記載されています。サプライヤは、お客様に事前に通知することなく、コントローラデータの処理を追加のサードパーティ製サブプロセッサ（各サブプロセッサは「新規サブプロセッサ」）に外注しません。サプライヤは、新しいサブプロセッサの追加（実行または実行する処理の一般的な詳細を含む）について事前に通知します。この通知は、サブプロセッサリストへの追加の詳細を掲載することによって提供される場合があります。サプライヤが新しいサブプロセッサをサブプロセッサリストに追加してから **30** 日以内に（コントローラデータの保護に関連する合理的な根拠に基づいて）、お客様がサプライヤの新しいサブプロセッサの予約に書面で異議を示さない場合、お客様は、その新しいサブプロセッサに同意したものとみなされることに同意します。お客様がこのような書面による反論をサプライヤに提出した場合、サプライヤは **30** 日以内に、次のいずれかのことを書面でお客様に通知します。（i）サプライヤは、新しいサブプロセッサを使用してコントローラデータを処理することはありません。または（ii）サプライヤが処理できないか、または処理したくない場合です。第二項の通知があった場合、お客様は、その通知から **30** 日以内に、サプライヤおよびサプライヤへの書面による通知により、影響を受ける処理に関する本別紙および主要契約を終了することを選択することは、欧州経済地域および英国内に所在するお客様のみを対象とします。解約後に残っている期間について、前払い料金の払い戻しまたはクレジットを承認します。ただし、その期間内に当該終了通知が提供されなかった場合、お客様は新しいサブプロセッサに同意したものとみなされます。サプライヤは、本追補によって規定されているのと同じ基準でコントローラデータを保護するために、新しいサブプロセッサにデータ保護条件を課すものとします。また、サプライヤは、当該サブプロセッサによって引き起こされた本追補の違反に対して、完全に責任を負うものとします。

## 8. 第三者からのお問い合わせ

8.1 サプライヤは、お客様が以下に対応できるように、お客様の費用で、合理的かつタイムリーな支援をすべてお客様に提供するものとします（お客様が MSP または OEM の場合は、

コントローラ)。(i)適用されるデータ保護法(該当する場合には、アクセス、訂正、異議、消去、およびデータの移植性の権利を含む)に基づく権利の行使を目的とするデータからの要求および(ii)データ主体、規制機関、またはその他の第三者からコントローラデータの処理に関連して受け取ったその他の通信、問い合わせ、または苦情。かかる要求、通信、照会、または苦情がサプライヤに直接行われた場合、サプライヤは、お客様に速やかに、同一の詳細を提供するものとします。

## 9. 国際的なデータ転送

9.1 特定の製品では、お客様は、(i) 欧州経済地域、(ii) 英国、または (iii) 米国 (「**中央保管場所**」) にあるデータセンターで、当該製品のコントローラデータをホストするかどうかを選択できます。この選択は、インストール、アカウントの作成、または関連製品の初回使用時に行われます。一度選択すると、中央ストレージの場所を後日変更することはできません。

9.2 お客様は、選択した中央保管場所(該当する場合)にかかわらず、コントローラデータが(英国および欧州経済地域の内外で)他の法域を経由または経由して輸出されることを認め、これに同意するものとします。(i) **Sophos** のマルウェア、セキュリティ脅威、フォールスポジティブ解析の技術者およびエンジニアのグローバルチーム、および研究開発目的へのアクセス、(ii) 技術的および顧客サポート、アカウント管理、請求、その他の補助的機能を提供するため、および (iii) 第 3.1 項で参照されているマニュアルに明示的に記述されているとおり。

9.3 サプライヤは、コントローラデータを転送しないものとします(また、コントローラデータを内部またはから処理することも許可しないものとします)。ヨーロッパ以外の国。ただし、該当するデータ保護法の下で適切と見なされる国への転送である場合、またはサプライヤが、転送が該当するデータ保護法(例えば、ただし、これらに限定されない)に準拠していることを確認するために必要な措置を講じた場合を除きます。**EU SCC** の使用(随時変更)。

9.4 第 9.3 項に記載されている譲渡制限は、英国が欧州連合法の適用を中止した場合に、欧州経済地域から英国へのコントローラ・データの移転にも適用されます。

9.5 第 9.3 条が適用されるのは、サプライヤまたはサプライヤの関連会社が英国または **EEA** 以外の国のコントローラデータを処理するためであり、その場合(およびコントローラデータの移転の場合のみ)、該当するデータ保護法の下で認められているその他のいかなる措置も、当該転送を許可することはできません(適用されるデータ保護法に基づく個人データの適切な保護を提供するものと見なされる国の受領者への転送、または適用されるデータ保護法に従って企業規則の承認を得た受領者への転送) 両当事者は、以下の点に同意します

(a) **EEA** からの移転については、**EU** コントローラからプロセッサ条項が適用され、そのような **EU SCC** が本別紙に参照により組み込まれるものとする。

(b) 英国からの移転については、**EU** のプロセッサに関するコントローラ条項が適用されるものとし(また、そのような **EU** の **SCC** は、本別紙の参照により本書に組み込まれる)。ただし、当該 **EU** のプロセッサに関するコントローラ条項が英国の追補の対象となることを条件とする。

9.6 第 9.3 項が適用されるのは、サプライヤまたはサプライヤの関連会社が英国または **EEA** 以外の国のコントローラデータを処理するためであり、そのような場合(およびコントローラデータの転送については、該当するデータ保護法の下で認められているその他のいかなる措置も、当該転送を許可することはできません(適用されるデータ保護法に基づ

く個人データの適切な保護を提供すると見なされる国の受信者への転送、または適用されるデータ保護法に従って企業規則の承認を得た受信者への転送）（第 3.3 条（ii）の下で検討されているとおり、お客様はサードパーティコントローラのプロセッサであり、サプライヤはサブプロセッサであることに同意します。両当事者は、次のことに同意します。

(a) EEA からの移転については、EU プロセッサ間条項が適用され、そのような EU SCC が本別紙に参照により組み込まれる。

(b) 英国からの移転の場合、EU プロセッサ間条項は、当該 EU プロセッサ間条項が英国追補の対象となることを条件として、適用されるものとします（また、当該 EU SCC は本別紙に言及することにより、ここに組み込まれるものとします）。

9.7 EU SCC の付録は、以下の別紙 4 に記載されているとおりに記入するものとします。

9.8 該当する場合、EU SCC の各モジュールについて、以下の手順を実行します。

- (a) 第 7 項のオプションのドッキング句は適用されません。
- (b) 第 9 項のオプション 2 が適用されます。データインポーターは、サブプロセッサのリストに意図された変更（追加または交換）がある場合、30 日前にデータエクスポーターに通知するものとします。
- (c) 第 11 項では、オプションの言語は適用されません。
- (d) 第 13 条（a）の目的：
  - EU 加盟国でデータエクスポーターが確立される場所：データ転送に関するデータエクスポーターによる規制（EU）2016/679 へのコンプライアンスを確保する責任を持つ監督機関は、データエクスポーターが確立され、権限のある監督機関として行動する権限のある監督機関となります。
- (e) 第 17 条において、EU SCC は、データ輸出者が設立された EU 加盟国の法律に準拠するものとします。
- (f) 第 18 条（b）の目的で、紛争は、データ輸出国が設立された EU 加盟国の裁判所の前に解決されます。

## 10. 期間

10.1 本別紙は、本契約の両当事者（または本契約が効力を生じた日（後である場合））が締結した時点から開始し、次のいずれかの早期まで継続する。（i）本製品の使用および受領に関するお客様の権利の有効期限（本契約または関連するライセンス使用権に記載）、（ii）本契約の終了。

## 11. その他の規制

11.1 本別紙の修正および修正には、書面によるフォームが必要です。これは、この第 11.1 項の変更および変更にも適用されます。

11.2 本追補に起因または関連して発生する問題に関して、サプライヤがお客様に責任を負わないものとします。本追補は、本主要契約に規定されているサプライヤの責任に関する制限を超えないものとします。主契約に定める責任に対するサプライヤの制限は、主契

約と本追補の両方に適用されるものとします。これにより、責任体制に対する単一の制限が主契約と本追補の両方に適用されます。

- 11.3 本追補は、法原則の抵触にかかわらず、イングランドおよびウェールズの法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。適用法で許可されている範囲内で、英国の裁判所は、本追補の対象となるか、その下に発生するか、または本追補に関連して発生する可能性のある紛争または請求を決定する独占的な管轄権を有するものとします。
- 11.4 本データ処理別紙の条項および両当事者が入力した **SCC** の条項と矛盾する場合には、該当する **EU SCC** の条項が優先されるものとします。

## 別紙 1 データ処理手順

本付属書 1 は、サプライヤが顧客の代理として実行する処理について説明しています。

### (a) 加工の対象物、性質及び目的

コントローラデータには、次の基本的な処理アクティビティが適用されます（具体的にご記入ください）。

1. 本契約に基づき、かつ本契約に従ってお客様が購入した製品を提供すること
2. アカウント管理サービスとカスタマーサポートサービスを提供する

サプライヤは、システム、ネットワーク、デバイス、ファイル、および顧客が利用できるその他のデータの内部またはに対するセキュリティ脅威を検出、防止、管理、または管理するためにサプライヤを支援するように設計された製品を提供します。これらのシステム、ネットワーク、デバイス、ファイル、およびその他のデータに含まれる情報の内容は、サプライヤではなく、お客様のみが決定します。

### (B) 加工期間

コントローラデータは次の期間処理されます（具体的にご記入ください）。

主契約で指定された期間（特に指定されていない場合は主契約の期間）。

### (C) データ主体

コントローラデータは、次のカテゴリのデータ主体に関連しています（具体的にご記入ください）。

データ主体には、顧客または顧客のエンドユーザーが製品を介して（またはその指示に従って）サプライヤにデータを提供する個人が含まれます。

### (D) 個人データの種類

コントローラデータは、次のカテゴリのデータに関連しています（具体的にお答えください）。

顧客または顧客のエンドユーザー（連絡先情報など）によって、本製品を介してサプライヤに提供された個人に関するデータ

### (E) 特殊なデータカテゴリ（該当する場合）

コントローラデータは、次の特殊なデータカテゴリに関連しています（具体的にご記入ください）。

特に指定がない限り、サプライヤの製品は特別なデータカテゴリを処理するように設計されていません。



## 別紙 2 技術的および組織的措置

これらの措置の一部は、ホスト製品にのみ関連または適用される場合があります。

### A) 物理アクセス制御。

- ソフォスには物理的なアクセス制御ポリシーがあります。
- すべてのスタッフが ID / アクセスバッジを持っている。
- 施設への入口は、アクセスバッジまたは鍵で保護されています。
- 施設は、(i) 公共のアクセスエリア (受付エリアなど)、(ii) 一般スタッフのアクセスエリア、および (iii) 業務上の明確なニーズを持つ担当者のみがアクセスできる制限付きのアクセスエリアに分かれています。
- アクセスバッジおよびキーは、各施設内の制限区域へのアクセスを、個人の許可されたアクセスレベルに従って制御します。
- 個人のアクセスレベルは、上級スタッフメンバーによって承認され、四半期ごとに検証されます。
- レセプションやセキュリティスタッフが大規模なサイトへの入口にいる。
- 施設はアラームで保護されています。
- 訪問者は事前登録され、訪問者のログは保持されます。

### B) システムアクセス制御。

- ソフォスには論理アクセス制御ポリシーがあります。
- ネットワークは、インターネット接続ごとにファイアウォールで保護されます。
- 内部ネットワークは、アプリケーションの機密性に基づいてファイアウォールでセグメント化されます。
- IDS およびその他の脅威検出およびブロック制御は、すべてのファイアウォールで実行されます。
- ネットワークトラフィックのフィルタリングは、「最小アクセス」の原則を適用するルールに基づいています。
- アクセス権は、権限のある担当者に対して、職務を遂行するために必要な範囲および期間のみ付与され、四半期ごとにレビューされます。
- すべてのシステムおよびアプリケーションへのアクセスは、安全なログオン手順によって制御されます。
- 個人は、独自のユーザー ID とパスワードを持っています。
- パスワードは強度テスト済みで、脆弱なパスワードに変更が適用されます。
- 一定時間操作を行わないと、画面とセッションは自動的にロックされます。
- ソフトウェア対策製品は標準でインストールされます。
- 通常の脆弱性スキャンは、IP アドレスおよびシステムで実行されます。
- システムには定期的にパッチが適用され、緊急パッチを迅速に追跡できる優先順位付けシステムが用意されています。

### C) データアクセス制御。

- ソフォスには論理アクセス制御ポリシーがあります。
- アクセス権は、権限のある担当者に対して、職務を遂行するために必要な範囲および期間のみ付与され、四半期ごとにレビューされます。

- すべてのシステムおよびアプリケーションへのアクセスは、安全なログオン手順によって制御されます。
- 個人は、独自のユーザー ID とパスワードを持っています。
- パスワードは強度テスト済みで、脆弱なパスワードに変更が適用されます。
- 一定時間操作を行わないと、画面とセッションは自動的にロックされます。
- ラップトップはソフォス暗号化製品を使用して暗号化されます。
- 送信者は、外部メールを送信する前にファイル暗号化を考慮するように指示されます。

D) 入力制御。

- すべてのシステムおよびアプリケーションへのアクセスは、安全なログオン手順によって制御されます。
- 個人は、独自のユーザー ID とパスワードを持っています。
- **Sophos Central** 製品は、転送レイヤ暗号化を使用して転送中のデータを保護します。
- クライアントソフトウェアとバックエンドソフォスシステム間の通信は、**HTTPS** を介して実行され、転送中のデータを保護し、証明書およびサーバ検証を介した信頼通信を確立します。

E) 下請け業者の管理。

- データにアクセスできる下請業者は、オンボーディングの前に IT セキュリティ 審査手順を実施し、その後必要に応じて実施します。
- 契約には、請負業者の義務に基づく適切な機密保持義務およびデータ保護義務が含まれます。

F) 可用性の制御。

- ソフォスは火災、洪水、その他の環境上の危険から施設を保護します。
- 停電時に電源を維持するために、バックアップ発電機を使用できます。
- データセンターとサーバールームでは、空調制御と監視を使用します。
- **Sophos Central** システムはロードバランシングが行われ、3 つのサイト間でフェールオーバーが実行されます。各サイトで 2 つのソフトウェアインスタンスが実行され、いずれかのインスタンスでフルサービスを提供できます。

G) 分離制御。

- ソフォスは、新しい顧客製品を導入するための品質管理プロセスを維持し、適用します。
- テスト環境と本番環境は別々です。
- 新しいソフトウェア、システム、および開発は、本番環境にリリースする前にテストされます。

H) 組織管理。

- ソフォスには専任の IT セキュリティチームがあります。
- リスクおよびコンプライアンスチームは、内部リスクの報告および管理を管理します。これには、管理に対する主なリスクに関するレポートが含まれます。
- インシデント対応プロセスは、リスクと脆弱性をタイムリーに特定し、解決する。
- 新しい従業員は、データ保護と IT セキュリティトレーニングを担当します。

- ITセキュリティ部門は、四半期ごとにセキュリティ意識向上キャンペーンを実施しています。

別紙 3  
ホステッド製品

- Sophos Central
  - Sophos Cloud Optix
  - Central Device Encryption
  - Central Endpoint Protection
  - Central Endpoint Intercept X
  - Central Endpoint Intercept X Advanced
  - Central Mobile Advanced
  - Central Mobile Standard
  - Central Phish Threat
  - Central Intercept X Advanced for Server
  - Central Server Protection
  - Central Mobile Security
  - Central Web Gateway Advanced
  - Central Web Gateway Standard
  - Central Email Standard
  - Central Email Advanced
  - Central Wireless Standard
  - Sophos Central を介して管理および操作されるその他のソフオス製品
-

別紙 4

EU 標準契約条項の参照データ

EU 標準契約条項の付録 1

**A** : パーティのリスト

**データエクスポート** : [データエクスポートの ID および連絡先の詳細 (データ保護を担当する担当者を含む) ]

**顧客名** : 主契約に基づいてサプライヤに提供されます

**住所** : 主要契約のメールに基づきサプライヤに提供される住所 :

**担当者の氏名 / 役職** : 主契約に基づいてサプライヤに提供されます

次の条項に基づいて転送されるデータに関連するアクティビティ : 上記の第 3 項に記載されているとおり

**役割 (コントローラ / プロセッサ)** : コントローラ

**データインポート** : [データインポートおよび該当する場合、そのデータ保護責任者および / または欧州連合の代表者の身元および連絡先の詳細]

**名前** : ソフォス Limited ( EU およびスイスの子会社を代表して)

**住所**: The Pentagon, Abingdon Science Park Abingdon, OX14 3YP, UK

**登録番号** : 2096520

**連絡先の名前、役職、連絡先の詳細** : [dataprotection@sophos.com](mailto:dataprotection@sophos.com)

次の条項に基づいて転送されるデータに関連するアクティビティ : 上記の第 3 項に記載されているとおり。

**役割 (コントローラ / プロセッサ)** : プロセッサ

## B. 転送の説明

個人データが転送されるデータ主体のカテゴリ：

上記の第 C 条「別紙 1」に記載されているとおり

転送される個人データのカテゴリ：

上記の第 D 条「別紙 1」に記載されているとおり。

機密データの転送（該当する場合）、データの性質および関連するリスクを十分に考慮した制限または保護措置の適用（たとえば、厳密な目的の制限、アクセス制限（専門的なトレーニングを受けたスタッフのみのアクセスを含む）、データへのアクセス記録の保持など）転送または追加のセキュリティ対策に関する制限事項：

上記のセクション E の別紙 1 に記載されているとおり。

転送の頻度（データが 1 回限りで転送されるか、継続的に転送されるかなど）。

連続（Continuous）

処理の性質

上記のセクション A 「別紙 1」に記載されているとおり。

データ転送およびそれ以降の処理の目的

上記のセクション A 「別紙 1」に記載されているとおり。

個人データが保持される期間、またはその期間を決定するために使用される基準（可能でない場合）

契約期間中。

（サブ）プロセッサへの転送の場合は、処理の対象、性質、期間も指定します

上記の第 3 項に記載されているとおり。

権限のある監督機関

上記の 9.8 項を参照してください

**Annex II - データのセキュリティを確保するための技術的および組織的な対策を含む、技術的および組織的な対策<sup>1</sup>**

これらの措置は、上記別紙 2 に規定されています。

**Annex III - サブプロセッサのリスト<sup>2</sup>**

句 9 (a) では不要です。オプション 1 は選択されていません。

---

<sup>1</sup>モジュール 4 を除くすべてのモジュールについて、Annex II を完了する必要があります。

<sup>2</sup>Annex III は、セクション 9(a)、オプション 1 が選択されているモジュール 2 (プロセッサへのコントローラの転送) およびモジュール 3 (プロセッサからプロセッサへの転送) にのみ適用されます。